

# 参 考 資 料

平成  
30  
年度

## 大分県教育委員会の重点方針

— 「教育県大分」の創造に向けて —

## 1. 子どもの力と意欲の向上に向けた組織的な取組の推進

「教育県大分」創造プラン2016、「芯の通った学校組織」推進プラン 第2ステージ～大分県版「チーム学校」実現プラン～及び「平成30年度に向けた取組方針」を踏まえ、学力・体力向上や不登校対策といった教育課題への組織的取組を進め、教育水準の向上を図ります。

また、教員の長時間勤務を改善し、子どもと向き合う時間を確保するため、専門スタッフ・外部人材の活用や学校が担うべき業務の精選・効率化を図るなど学校における働き方改革を推進します。

## 「芯の通った学校組織」を基盤とした教育水準の向上

|                  |  |
|------------------|--|
| 学校マネジメントの深化      | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆大分県版「チーム学校」の理解促進、年度を跨ぐ検証・改善サイクルの確立</li> <li>◆「学校マネジメント4つの観点」に基づく指導・支援</li> <li>◆「地域とともにある学校」への転換（CSの普及・地域学校協働活動の推進）</li> <li>◆マネジメントツールを活用した教育課程レベルでの校種間連携の推進</li> </ul>         |
| 授業改善の徹底          | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆「新大分スタンダード」による主体的・対話的で深い学びの実現（ALの視点）</li> <li>◆「授業改善スクールプラン・マイプラン」による密度の濃い授業への改善</li> <li>◆特別支援教育の視点からの授業改善（「個別の指導計画」の作成・活用推進）</li> <li>◆授業改善の取組を活かしたカリキュラム・マネジメントの推進</li> </ul> |
| 体力向上の推進・健康課題への対応 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆運動の習慣化・日常化に向けた組織的取組の推進（「一校一実践」の改善）</li> <li>◆生活習慣の改善とフッ化物洗口の取組拡充</li> </ul>  |
| いじめ・不登校対策等の推進    | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆いじめ・不登校に係る校内対策委員会等の定期的開催の徹底</li> <li>◆専門スタッフ等を効果的に活用する体制整備</li> <li>◆教育支援センター（適応指導教室）等との連携促進</li> <li>◆地域児童生徒支援コーディネーターの活用促進</li> </ul>  |

## 子どもと向き合う時間の確保に向けた学校における働き方改革の推進

|                |  |
|----------------|--|
| 「チーム学校」の実現     | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆SC・SSWの配置拡充、スクールロイヤー（SL）の導入</li> <li>◆小中学校におけるスクール・サポート・スタッフの配置・活用</li> </ul>  |
| 部活動の改革         | ◆部活動指導員等、部活動における外部人材の活用促進  |
| ICTの活用等による業務改善 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆校務情報化の推進（統合型校務支援システムの改修）</li> <li>◆学校現場へのタイムレコーダーの導入、盆期間の学校閉庁（県立学校）</li> </ul> |

## 2. 地域を担う人づくりと活力ある地域づくりの推進

「まち・ひと・しごと創生 大分県総合戦略」を踏まえ、地域と連携した様々なプロジェクトの企画・実施を通して魅力・特色ある高等学校づくりに取り組むなど、教育（学校教育・社会教育）、文化・スポーツ面から、地域を担う人づくりと活力ある地域づくりを推進します。

## 3. 教育環境の整備

第三次大分県特別支援教育推進計画を踏まえた特別支援学校の再編整備や産業教育施設・設備の整備、武道をはじめ多目的に活用できる屋内スポーツ施設の建設など、教育環境の整備を推進します。

## 特別支援学校の再編整備（H30以降順次）

- ◆障がい種ごとの教育の充実
- ◆運動場・体育館の狭隘解消や教室不足の解消
- ◆一般就労をめざす生徒の職業教育の充実

【H30】

聾学校の移転や高等特別支援学校の整備に着手

## 産業教育施設・設備（H31.4供用開始予定）

- ◆香川県との水産高校実習船（翔洋丸）の共同運航
- ◆久住の環境を活かした、県全体の農業教育の活性化（くじゅうアグリ創生塾の開設）

## 屋内スポーツ施設（H31.4竣工予定）

- ◆大規模大会も開催可能な武道をはじめとする屋内スポーツの拠点、スポーツ観光拠点、広域防災拠点

## 『各分野別の重点項目』

## Ⅰ 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

- 新学習指導要領の円滑な実施に向けた指導・支援の充実
- 付けたい力を意識した密度の濃い授業(主体的・対話的で深い学び)の実現に向けた授業改善の推進
- 新大分スタンダードによる「学びに向かう力」と「思考力・判断力・表現力」の育成
- 推進重点校を中核とした「中学校学力向上対策3つの提言」の着実な推進
- 高大接続改革を見据えた「授業改善スクールプラン・マイプラン」による授業改善の推進
- 読解力・表現力や想像力・創造力等の育成に向けた、読書活動・図書館利活用の推進
- 「一校一実践」の改善など運動の習慣化・日常化に向けた体力向上対策の推進
- 食育、生活・運動習慣の改善、フッ化物洗口の取組等によるバランスのとれた身体づくりの推進
- 新幼稚園教育要領等の実施による就学前教育の改善・充実と研修体制・体系の整備
- 地域産業界等との連携強化による、地域産業の振興に貢献する次世代人材の育成
- 第三次大分県特別支援教育推進計画に基づく聾学校の移転、高等特別支援学校の整備等の推進
- 専門家の活用等を通じた特別な支援を必要とする子どもの個別の指導・支援計画の作成・活用推進
- 「人権の『授業づくり』のすすめかた」を活用した、小・中・高の系統的な人権教育の推進
- ICTを活用した教育や政治的教養の教育の推進等、時代の変化を見据えた教育の展開

## Ⅱ グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成

- 海外留学支援やグローバルリーダー育成塾の開催等、挑戦意欲・使命感等を喚起する機会の充実
- 新学習指導要領に基づく小・中・高等学校を通じた英語の4技能(特に発信力)の育成
- 小学校外国語教育の早期化・教科化への着実な対応

## Ⅲ 安全・安心な教育環境の確保

- SC・SSW・SL等の専門スタッフの効果的活用によるいじめ・不登校対策等の充実・強化
- 県教育支援センター「ボランの広場」の機能強化等、不登校児童生徒支援体制の充実・強化
- 図書館・青少年の家・教育支援センター等を活用した不登校児童生徒の学校復帰・社会的自立の支援
- 県立学校への防災教育コーディネーターの配置や防災物資の備蓄等による学校防災体制の強化

## Ⅳ 信頼される学校づくりの推進

- 「芯の通った学校組織」を基盤とした教育水準の向上
- コミュニティ・スクールへの移行促進等による、地域とともにある学校づくりの推進
- 広域人事異動や教職員評価システムの効果的運用等を通じた人材育成と教職員の意識改革
- スクール・サポート・スタッフの配置・活用や部活動改革等による学校における働き方改革の推進
- 若年教職員に対する生活習慣病予防対策・メンタルヘルス対策の推進
- 地域を担う人づくりと活力ある地域づくりに貢献する魅力・特色ある高等学校づくりの推進

## Ⅴ 変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援

- 地域人材の育成に向けた団体支援や電子書籍の試験導入等知の拠点としての県立図書館の機能充実
- 大分県人権問題講師団等を活用した、多様な人権課題に応じた学習機会の充実
- 地域における子どもの学びの充実に向けた、広域・多機能型「協育」ネットワークの推進

## Ⅵ 文化財・伝統文化の保存・活用・継承

- 文化財・伝統文化をストーリー化した日本遺産等を活用した地域の活性化
- 国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭等の機会を活かした本県の歴史・文化の魅力発信

## Ⅶ 県民スポーツの推進

- 総合型地域スポーツクラブやRWC等のスポーツイベントを活用したスポーツに親しむ機運の醸成
- 武道をはじめとして多目的に活用できる県立屋内スポーツ施設の竣工・開館に向けた取組の推進

## Ⅷ 世界に羽ばたく選手の育成

- 競技力向上に向けた体制強化と国内外の大会で活躍できる優秀選手の育成・強化
- 優れた運動能力・資質を有するジュニア選手の発掘・育成プログラムの充実

学校教育

社会教育

文化財・  
伝統文化ス  
ポ  
ー  
ツ

## (参考2)

平成27年7月28日  
大分県教育委員会決定

## 教育に関する事務の管理及び執行の状況の 点検及び評価の実施方針

## (目的)

第1条 この方針は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条の規定に基づいて、大分県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等の実施に関して必要な事項を定める。

## (点検・評価の実施時期)

第2条 法第26条第1項に規定する点検及び評価（以下「点検・評価」という。）は、前年度の管理及び執行状況を対象に、4月から9月までの間において行う。

## (点検・評価の項目及び指標)

第3条 点検・評価の項目及び指標は、教育の振興のための施策に関する基本的な計画における項目及び指標とする。ただし、別に点検・評価が必要と認められる項目及び指標がある場合は、これを加える。

## (点検・評価結果の方式)

第4条 法第26条第2項に規定する知見の活用については、大分県長期教育計画委員会の委員の知見の活用とする。

- 2 点検・評価を行うに当たっては、各課・室が調書を作成し、教育改革・企画課がとりまとめる。
- 3 教育委員会は点検・評価の調書を踏まえ、点検・評価の総括を行い、その結果に関する報告書（以下「点検・評価結果報告書」という。）を決定する。

## (議会への報告書の提出)

第5条 点検・評価結果報告書は、県議会に提出する。

## (報告書の公表)

第6条 点検・評価結果報告書は、県議会に提出した後、教育委員会のホームページで公表する。

## (点検・評価結果の反映)

第7条 点検・評価の結果については、教育行政に適切に反映させ、教育行政の運営の効率化及び質の向上を図る。

## (その他)

第8条 この方針に定めるもののほか、点検・評価の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

## 附 則

- 1 この実施方針は、教育委員会の議決の日から施行する。
- 2 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針（平成22年7月27日大分県教育委員会決定）は、廃止する。

(参考3)

## 大分県長期教育計画委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定及び当該計画に基づき推進する施策の達成状況を検証するため、大分県長期教育計画委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、教育に関し学識経験を有する者等の中から、教育委員会が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 委員会には、委員の互選により、委員長及び副委員長を1名置く。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができるほか、その他適当な方法により、広く意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、大分県教育庁教育改革・企画課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月19日から施行する。

## 大分県長期教育計画委員会委員名簿

(平成30年8月1日現在)

|    | 氏名     | 所属・役職                         | 備考   |
|----|--------|-------------------------------|------|
| 1  | 上村 もと子 | 別府大学明星小学校 校長                  |      |
| 2  | 大山 直美  | 大分エコセンター株式会社 代表取締役社長          |      |
| 3  | 川野 智美  | (一財)セブン-イレブン記念財団九重ふるさと自然学校 代表 |      |
| 4  | 佐伯 和可子 | (一社)若葉会ハートフルウェーブ 代表           |      |
| 5  | 佐藤 晋治  | 大分大学 教授                       |      |
| 6  | 篠崎 悠美子 | 別府大学 教授                       |      |
| 7  | 銅城 順子  | 大分県地域成人病検診センター                |      |
| 8  | 橋本 仁   | 大分日産自動車株式会社 代表取締役社長           |      |
| 9  | 疋田 啓二  | 大分県PTA連合会 会長                  |      |
| 10 | 藤重 深雪  | 豊後高田市選挙管理委員会事務局長兼監査委員会事務局長    |      |
| 11 | 三浦 享二  | 大分市教育委員会 教育長                  |      |
| 12 | 三重野 待子 | 有限会社大分動物霊園メビウス 代表取締役          |      |
| 13 | 山崎 清男  | 大分大学教職大学院 特任教授                | 委員長  |
| 14 | 横山 研治  | 立命館アジア太平洋大学 副学長               | 副委員長 |
| 15 | 和田 俊二  | 大分県高等学校PTA連合会 会長              |      |

(50音順 敬称略)

(参考4)

平成30年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価  
フロー図

～ 業務、事務の流れ等 ～

〈 〉内は実施主体等

